

## 入札監理小委員会における審議の結果報告

### 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構情報基盤サービス業務調達

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構情報基盤サービス業務調達については、公共サービス改革基本方針（別表）において、準備期間含め平成27年4月から平成32年10月までの5年6か月、民間競争入札による業務を実施することとされている。

当該業務に係る民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会で審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

#### 1. 入札参加者拡大に向けての取り組みについて

##### 【論点】

IT執務環境を全てサービス提供の形で一括調達するものであり、民間の研究データを保有する機構の責任上、厳格な入札参加資格を設けることは理解出来るが、入札参加者拡大の観点から共同企業体の参加を認める、参加資格要件を緩和するなどの工夫をする余地はないのか。

##### 【対応】（資料8-2 通し10、11、59、191頁）

論点部分についてはセキュリティ要件が担保されれば工夫の余地があると考え、以下の対応を行った。

- ・共同企業体の入札参加を認める。（特に通信事業者は複数の共同企業体に参加可能）
- ・発注者と同等の独立行政法人及び中央省庁での事業経験については必須項目とはせず、加点項目とする。

#### 2. 従来の実施状況の開示について

##### 【論点】

現行請負者の一括サービス提供部分に機密性を有するのは理解出来るが、実施状況の開示は必須であり「非公開」部分の開示を機構から現行請負者に求めることは出来ないのか。

##### 【対応】（資料8-2 33、40頁）

- ・現行請負者と交渉し、「従来の実施人員数」など出来る限りの情報開示を行う。

#### 3. パブリックコメントの結果報告

平成26年8月22日から9月12日までの22日間の意見募集期間に17者から222件の意見等が提出された。実施要項（案）に対する意見（14件）については修正に至るものは無く、調達仕様書（208件）についてはシステム詳細仕様に係る部分を中心に91件の修正を実施した。大きな変更として「受注者が自ら保有するデータセンターを利用する」という制限を除き、入札参加要件を拡大した。

以上